

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成18年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区 分	%	割引料 率適用		
平成 18 年度分	経営 支 援 融 資 制 度	無担保融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
			特別小口	0.40	無し	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
	0.59		有り	1.10	0.10		
	0.55		有り	0.90	0.10		
	経営安定関連等		0.40	無し	0.90	0.10	
	売掛債権担保融資	売掛債権担保	0.45	無し	0.85	0.10	
	下請経営安定融資	特殊	1.06	有り	1.87	0.10	
			0.96	有り	1.70	0.10	
			0.85	有り	1.53	0.10	
			0.75	有り	1.36	0.10	
			0.62	有り	1.15	0.10	
			0.49	有り	0.94	0.10	
			0.45	有り	0.77	0.10	
	季節融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
		1.02	有り	1.80	0.10		
		0.90	有り	1.60	0.10		
		0.74	有り	1.35	0.10		
		0.59	有り	1.10	0.10		
		0.55	有り	0.90	0.10		
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区分	%	割引料 率適用		
平成 18 年度分	特別 融資 制度	中核企業支援融資 起業化支援融資 新事業展開支援融資 環境保全促進融資 福祉関連事業支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
		地震災害防止対策融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
	0.55			有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	補助事業等支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		
	産業活性化融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
0.74			有り	1.35	0.10		
0.59			有り	1.10	0.10		
0.55			有り	0.90	0.10		
経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10			
事業再生支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10		
		1.14	有り	2.00	0.10		
		1.02	有り	1.80	0.10		
		0.90	有り	1.60	0.10		
		0.74	有り	1.35	0.10		
		0.59	有り	1.10	0.10		
		0.55	有り	0.90	0.10		
経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %	
			区分	%	割引料率適用			
平成 18 年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
				1.14	有り	2.00	0.10	
				1.02	有り	1.80	0.10	
				0.90	有り	1.60	0.10	
				0.74	有り	1.35	0.10	
				0.59	有り	1.10	0.10	
				0.55	有り	0.90	0.10	
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
			災害対策特別融資	一般	0.00	無し	2.20	0.10
					0.00	無し	2.00	0.10
	0.00	無し			1.80	0.10		
	0.00	無し			1.60	0.10		
	0.00	無し			1.35	0.10		
	0.00	無し			1.10	0.10		
	0.00	無し			0.90	0.10		
	0.00	無し			0.70	0.10		
	0.00	無し			0.50	0.10		
	経営安定関連等	0.00			無し	0.90	0.10	
	激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10			

(注)

- 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものは、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者（個人事業者を除く。）について、表示料率より0.1パーセントを引き下げる場合がある。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成18年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第2 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成19年4月1日から平成19年9月30日までの分)

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %	
		区分	%	割引料 率適用			
平成19年4月1日～平成19年9月30日分	経営支援融資制度	無担保融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			特別小口	0.40	無し	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
			小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	一般	1.27	有り	2.20
	1.14	有り			2.00	0.10	
	1.02	有り			1.80	0.10	
	0.90	有り			1.60	0.10	
	0.74	有り			1.35	0.10	
	0.59	有り			1.10	0.10	
	0.55	有り			0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40		無し	0.90	0.10	
	売掛債権担保融資	売掛債権担保		0.45	無し	0.85	0.10
	下請経営安定融資	特殊		1.06	有り	1.87	0.10
			0.96	有り	1.70	0.10	
			0.85	有り	1.53	0.10	
			0.75	有り	1.36	0.10	
			0.62	有り	1.15	0.10	
			0.49	有り	0.94	0.10	
			0.45	有り	0.77	0.10	
	季節融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
0.90			有り	1.60	0.10		
0.74			有り	1.35	0.10		
0.59			有り	1.10	0.10		
0.55			有り	0.90	0.10		
経営安定関連等		0.40	無し	0.90	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会負担率 %
			区分	%	割引料率適用		
平成19年4月1日～平成19年9月30日分	特別融資制度	中核企業支援融資 起業化支援融資 新事業展開支援融資 環境保全促進融資 福祉関連事業支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
		地震災害防止対策融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
	0.55			有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	補助事業等支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		
	産業活性化融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	事業承継融資 事業再生支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区分	%	割引料率適用		
平成19年4月1日～平成19年9月30日分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
			災害対策特別融資	一般	0.00	無し	2.20
	0.00	無し			2.00	0.10	
	0.00	無し			1.80	0.10	
	0.00	無し			1.60	0.10	
	0.00	無し			1.35	0.10	
	0.00	無し			1.10	0.10	
	0.00	無し			0.90	0.10	
	0.00	無し			0.70	0.10	
	0.00	無し			0.50	0.10	
	経営安定関連等	0.00	無し	0.90	0.10		
激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10			

(注)

- 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものは、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者（個人事業者を除く。）について、表示料率より0.1パーセントを引き下げる場合がある。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成18年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第3（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成19年10月1日から平成20年3月31日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成 19 年 10 月 1 日 ～ 平成 20 年 3 月 31 日 分	経営 支 援 融 資 制 度	無担保融資（特別小口）	特別小口	0.40	0.90	0.10		
		無担保融資(経済対策小口) 小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	一般		1.07	1.90	0.09	0.10
					0.94	1.75	0.09	0.10
					0.82	1.55	0.09	0.10
					0.70	1.35	0.09	0.10
					0.55	1.15	0.09	0.10
					0.46	1.00	0.09	0.10
					0.42	0.80	0.09	0.10
					0.36	0.60	0.17	
					0.21	0.45	0.17	
					特別 A	0.40	0.76	0.09
			特別 B	0.40	0.90	0.10		
		小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20	0.10	
					1.14	2.00	0.10	
					1.02	1.80	0.10	
					0.90	1.60	0.10	
					0.74	1.35	0.10	
					0.59	1.10	0.10	
					0.55	0.90	0.10	
					特別 A	0.40	0.90	0.10
			特別 B	0.40	0.90	0.10		
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08		
		下請経営安定融資	特殊		1.01	1.62	0.09	0.10
					0.91	1.49	0.09	0.10
					0.80	1.32	0.09	0.10
					0.70	1.15	0.09	0.10
					0.57	0.98	0.09	0.10
					0.44	0.85	0.09	0.10
					0.40	0.68	0.09	0.10
					0.40	0.68	0.09	0.10
		季節融資	短期		1.17	1.90	0.09	0.10
					1.04	1.75	0.09	0.10
					0.92	1.55	0.09	0.10
					0.80	1.35	0.09	0.10
	0.64			1.15	0.09	0.10		
	0.50			1.00	0.09	0.10		
	0.45			0.80	0.09	0.10		
	0.40			0.60	0.17			
	0.25			0.45	0.17			
	特別 A			0.40	0.76	0.09		
	特別 B			0.40	0.90	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 19年 10月 1日 ～ 平成 20年 3月 31日 分	特別 融資 制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
		起業化支援融資		0.94	1.75	0.09	0.10
		新事業展開支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10
		環境保全促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10
		福祉関連事業支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10
		補助事業等支援融資		0.46	1.00	0.09	0.10
		こうち産業振興基金助成企業融資		0.42	0.80	0.09	0.10
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17	
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17	
		特別 A		0.10	0.76	0.09	
		特別 B		0.10	0.90	0.10	
		地震災害防止対策融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10
			0.70	1.35	0.09	0.10	
			0.55	1.15	0.09	0.10	
			0.46	1.00	0.09	0.10	
			0.42	0.80	0.09	0.10	
			0.36	0.60	0.17		
			0.21	0.45	0.17		
		特別 A	0.40	0.76	0.09		
		特別 B	0.40	0.90	0.10		
	災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10
				0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
			0.46	1.00	0.09	0.10	
			0.42	0.80	0.09	0.10	
			0.36	0.60	0.17		
			0.21	0.45	0.17		
			特別 A	0.10	0.76	0.09	
		特別 B	0.10	0.90	0.10		
災害対策特別融資		一般	0.00	1.90	0.09	0.10	
			0.00	1.75	0.09	0.10	
			0.00	1.55	0.09	0.10	
			0.00	1.35	0.09	0.10	
			0.00	1.15	0.09	0.10	
			0.00	1.00	0.09	0.10	
			0.00	0.80	0.09	0.10	
			0.00	0.60	0.09	0.10	
			0.00	0.45	0.09	0.10	
		特別 A	0.00	0.76	0.09		
	特別 B	0.00	0.90	0.10			

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)等、平成 18 年 4 月 1 日実施の信用保険料率見直しに当たり料率の弾力化が行われなかった保険に関わる保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 24 条第 1 項に規定する創業関連保証、中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 12 条第 1 項に既定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 6 無担保融資（特別小口）又は災害対策特別融資を除く融資は、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者（個人事業者を除く。）については、協会が割り引きし、保証料率を表示料率から 0.1 パーセント引き下げる場合がある。

別表第4（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成20年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成20年度分	経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10	
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10
				0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
		0.36	0.60	0.17			
		0.21	0.45	0.17			
		特別 A	0.40	0.76	0.09		
		特別 B	0.40	0.90	0.10		
	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10		
			1.14	2.00	0.10		
			1.02	1.80	0.10		
			0.90	1.60	0.10		
			0.74	1.35	0.10		
			0.59	1.10	0.10		
			0.55	0.90	0.10		
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
	特別 B	0.40	0.90	0.10			
	安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.09		
			0.25	0.80	0.09		
	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08		
	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10	
			0.91	1.49	0.09	0.10	
			0.80	1.32	0.09	0.10	
			0.70	1.15	0.09	0.10	
			0.57	0.98	0.09	0.10	
			0.44	0.85	0.09	0.10	
			0.40	0.68	0.09	0.10	
	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10	
1.04			1.75	0.09	0.10		
0.92			1.55	0.09	0.10		
0.80			1.35	0.09	0.10		
0.64			1.15	0.09	0.10		
0.50			1.00	0.09	0.10		
0.45			0.80	0.09	0.10		
0.40			0.60	0.17			
0.25			0.45	0.17			
特別 A			0.40	0.76	0.09		
特別 B	0.40	0.90	0.10				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 20 年度分	特別 融資 制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
		経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10	
		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17		
				特別 A	0.10	0.76	0.09	
				特別 B	0.10	0.90	0.10	
				海外投資	0.55	1.14	0.09	0.10
		特定信用状関連融資		短期	1.17	1.90	0.09	0.10
					1.04	1.75	0.09	0.10
		0.92	1.55		0.09	0.10		
		0.80	1.35		0.09	0.10		
		0.64	1.15		0.09	0.10		
		0.50	1.00		0.09	0.10		
		0.45	0.80		0.09	0.10		
		0.40	0.60		0.17			
		0.25	0.45	0.17				
	創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10			
	創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10			
	事業再生円滑化融資	円滑化 特別小口	1.07	1.76	0.08			
			0.10	0.90	0.10			
	災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
				0.94	1.75	0.09	0.10	
0.82				1.55	0.09	0.10		
0.70				1.35	0.09	0.10		
0.55				1.15	0.09	0.10		
0.46				1.00	0.09	0.10		
0.42				0.80	0.09	0.10		
0.36				0.60	0.17			
0.21				0.45	0.17			
				特別 A	0.10	0.76	0.09	
				特別 B	0.10	0.90	0.10	
災害対策特別融資				一般	0.00	1.90	0.09	0.10
					0.00	1.75	0.09	0.10
					0.00	1.55	0.09	0.10
		0.00	1.35		0.09	0.10		
		0.00	1.15		0.09	0.10		
		0.00	1.00		0.09	0.10		
		特別 A	0.00	0.76	0.09			
		特別 B	0.00	0.90	0.10			

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)等、平成 18 年 4 月 1 日実施の信用保険料率見直しに当たり料率の弾力化が行われなかった保険に関わる保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 12 条第 1 項に既定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める原材料価格高騰対応等緊急保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が適用される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）年第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証が適用される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「円滑化」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 51 条に規定する事業再生円滑化関連保証が適用される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「海外投資」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険が付される場合をいう。
- 11 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者については、協会が割り引きし、保証料率を表示料率から 0.1 パーセント引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第5（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成21年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成21年度分 経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10		
	小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
			0.94	1.75	0.09	0.10	
			0.82	1.55	0.09	0.10	
			0.70	1.35	0.09	0.10	
			0.55	1.15	0.09	0.10	
			0.46	1.00	0.09	0.10	
			0.42	0.80	0.09	0.10	
			0.36	0.60	0.17		
			0.21	0.45	0.17		
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.09	
			小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10
	1.14	2.00			0.10		
	1.02	1.80			0.10		
	0.90	1.60			0.10		
	0.74	1.35			0.10		
	0.59	1.10			0.10		
	0.55	0.90			0.10		
	特別 A	0.40			0.90	0.10	
	特別 D	0.40			0.90	0.10	
	安心実現のための高知県緊急融資	緊急			0.30	0.80	0.00
			0.25	0.80	0.00		
	経済危機対応資金繰り 円滑化 融資	一般	1.07	1.90	0.00	0.10	
			0.94	1.75	0.00	0.10	
			0.82	1.55	0.00	0.10	
			0.70	1.35	0.00	0.10	
			0.55	1.15	0.00	0.10	
			0.46	1.00	0.00	0.10	
			0.42	0.80	0.00	0.10	
			0.36	0.60	0.00	0.10	
			0.21	0.45	0.00	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0.00	
			特別 B	0.55	1.14	0.00	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.00	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.00	
			流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08
	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10	
			0.91	1.49	0.09	0.10	
			0.80	1.32	0.09	0.10	
			0.70	1.15	0.09	0.10	
			0.57	0.98	0.09	0.10	
			0.44	0.85	0.09	0.10	
0.40			0.68	0.09	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成21年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.17	
				0.25	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.09	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成21年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
		経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10	
		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17		
				特別 A	0.10	0.90	0.10	
				特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別 D	0.10	0.76	0.09	
				特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09
			1.04	1.75		0.09	0.10	
			0.92	1.55		0.09	0.10	
			0.80	1.35		0.09	0.10	
			0.64	1.15		0.09	0.10	
			0.50	1.00		0.09	0.10	
			0.45	0.80		0.09	0.10	
			0.40	0.60		0.17		
			0.25	0.45		0.17		
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10		
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.08		
			特別小口	0.10	0.90	0.10		
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
				0.94	1.75	0.09	0.10	
				0.82	1.55	0.09	0.10	
				0.70	1.35	0.09	0.10	
				0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.17		
				0.21	0.45	0.17		
				特別 A	0.10	0.90	0.10	
				特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別 D	0.10	0.76	0.09	
	災害対策特別融資	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0.09	0.10	
				0.00	1.75	0.09	0.10	
				0.00	1.55	0.09	0.10	
				0.00	1.35	0.09	0.10	
				0.00	1.15	0.09	0.10	
				0.00	1.00	0.09	0.10	
				0.00	0.80	0.09	0.10	
				0.00	0.60	0.09	0.10	
				0.00	0.45	0.09	0.10	
				特別 A	0.00	0.90	0.10	
				特別 B	0.00	1.14	0.09	0.10
				特別 C	0.00	1.06	0.09	0.10
				特別 D	0.00	0.76	0.09	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）（以下「産活法」という。）第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法第 51 条に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 条）第 12 条第 1 項に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 9 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律 101 号）第 4 条第 6 項に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 6 条第 1 項に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 11 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 5 条の 3 第 1 項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）第 6 条第 1 項に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 13 条第 1 項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 43 条第 1 項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、同条第 3 項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 13 条第 1 項に規定する経営革新関連保証、同条第 3 項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）第 7 条第 1 項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）第 8 条第 1 項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 18 条第 1 項に規定する地域産業集積関連保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 8 条第 1 項に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 10 までに定める場合を除く。）をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 12 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げることがある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第6（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成22年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成22年度分	経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10		
		小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		経済変動対策融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
				0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.17		
				0.21	0.45	0.17		
				特別 A	0.40	0.90	0.10	
				特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別 D	0.40	0.76	0.09	
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20	0.10	
			1.14		2.00	0.10		
			1.02		1.80	0.10		
			0.90		1.60	0.10		
			0.74		1.35	0.10		
			0.59		1.10	0.10		
			0.55		0.90	0.10		
			特別 A		0.40	0.90	0.10	
			特別 D		0.40	0.90	0.10	
		安心実現のための高知県緊急融資	緊急		0.30	0.80	0.00	
				0.25	0.80	0.00		
		経済危機対応資金繰り 円滑化融資	一般	1.07	1.90	0.00	0.10	
				0.94	1.75	0.00	0.10	
				0.82	1.55	0.00	0.10	
				0.70	1.35	0.00	0.10	
				0.55	1.15	0.00	0.10	
				0.46	1.00	0.00	0.10	
				0.42	0.80	0.00	0.10	
				0.36	0.60	0.00	0.10	
				0.21	0.45	0.00	0.10	
				特別 A	0.40	0.90	0.00	
				特別 B	0.55	1.14	0.00	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0.00	0.10
				特別 D	0.40	0.76	0.00	
		流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68	0.08	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10	
				0.91	1.49	0.09	0.10	
				0.80	1.32	0.09	0.10	
				0.70	1.15	0.09	0.10	
				0.57	0.98	0.09	0.10	
				0.44	0.85	0.09	0.10	
				0.40	0.68	0.09	0.10	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成22年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.17	
				0.25	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.09	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成22年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
		経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10	
		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17		
				特別 A	0.10	0.90	0.10	
				特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別 D	0.10	0.76	0.09	
				特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09
			1.04	1.75		0.09	0.10	
			0.92	1.55		0.09	0.10	
			0.80	1.35		0.09	0.10	
			0.64	1.15		0.09	0.10	
			0.50	1.00		0.09	0.10	
			0.45	0.80		0.09	0.10	
			0.40	0.60		0.17		
			0.25	0.45		0.17		
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10		
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.08		
			特別小口	0.10	0.90	0.10		
災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10		
			0.94	1.75	0.09	0.10		
			0.82	1.55	0.09	0.10		
			0.70	1.35	0.09	0.10		
			0.55	1.15	0.09	0.10		
			0.46	1.00	0.09	0.10		
			0.42	0.80	0.09	0.10		
			0.36	0.60	0.17			
			0.21	0.45	0.17			
				特別 A	0.10	0.90	0.10	
				特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別 D	0.10	0.76	0.09	
				災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0.09
			0.00	1.75		0.09	0.10	
			0.00	1.55		0.09	0.10	
			0.00	1.35		0.09	0.10	
			0.00	1.15		0.09	0.10	
			0.00	1.00		0.09	0.10	
			0.00	0.80		0.09	0.10	
			0.00	0.60		0.09	0.10	
			0.00	0.45		0.09	0.10	
			特別 A	0.00		0.90	0.10	
			特別 B	0.00		1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.00		1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.00		0.76	0.09	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）（以下「産活法」という。）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 9 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 11 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 10 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 12 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げることがある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第7（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成23年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保 (%)	有担保(%)	
平成23年度分 経営支援融資制度	平成23年度 安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0.00	0.10	
				0.46	1.75	0.00	0.10	
				0.40	1.55	0.00	0.10	
				0.35	1.35	0.00	0.10	
				0.30	1.15	0.00	0.10	
				0.26	1.00	0.00	0.10	
				0.21	0.80	0.00	0.10	
				0.16	0.60	0.00	0.10	
				0.12	0.45	0.00	0.10	
		特別A	0.30	0.90	0.00			
		特別B	0.55	1.14	0.00	0.10		
		特別C	0.50	1.06	0.00	0.10		
		特別D	0.30	0.76	0.00			
		(10年)	緊急10	0.42	1.90	0.00	0.10	
				0.39	1.75	0.00	0.10	
				0.34	1.55	0.00	0.10	
				0.30	1.35	0.00	0.10	
				0.25	1.15	0.00	0.10	
				0.22	1.00	0.00	0.10	
	0.18			0.80	0.00	0.10		
	0.13			0.60	0.00	0.10		
	0.11			0.45	0.00	0.10		
	特別A			0.25	0.90	0.00		
	特別B	0.55	1.14	0.00	0.10			
	特別C	0.50	1.06	0.00	0.10			
	特別D	0.25	0.76	0.00				
	特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	0.10		
	小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
				0.94	1.75	0.09	0.10	
				0.82	1.55	0.09	0.10	
				0.70	1.35	0.09	0.10	
				0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.17		
				0.21	0.45	0.17		
				特別A	0.40	0.90	0.10	
				特別B	0.55	1.14	0.09	0.10
	特別C	0.50	1.06	0.09	0.10			
	特別D	0.40	0.76	0.09				
	小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20	0.10		
				1.14	2.00	0.10		
				1.02	1.80	0.10		
				0.90	1.60	0.10		
				0.74	1.35	0.10		
				0.59	1.10	0.10		
				0.55	0.90	0.10		
特別A				0.40	0.90	0.10		
特別D				0.40	0.90	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成23年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
				0.40	0.68	0.09	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
	0.45			0.80	0.09	0.10	
	0.40			0.60	0.17		
	0.25			0.45	0.17		
	特別 A			0.40	0.90	0.10	
	特別 D	0.40	0.76	0.09			
	特別融資制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10
				0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
				0.36	0.60	0.17	
0.21				0.45	0.17		
特別 A				0.10	0.90	0.10	
特別 B				0.55	1.14	0.09	0.10
特別 C				0.50	1.06	0.09	0.10
特別 D	0.10	0.76	0.09				
特別融資制度	創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10		
	創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
災害対策特別支援融資制度	災害対策特別融資	特別 A	0.00	0.90	0.00		

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 条）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第8（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成24年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成24年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10	
					0.46	1.75	0	0.10	
					0.40	1.55	0	0.10	
					0.35	1.35	0	0.10	
					0.30	1.15	0	0.10	
					0.26	1.00	0	0.10	
					0.21	0.80	0	0.10	
			0.16	0.60	0	0.10			
			0.12	0.45	0	0.10			
			特別A	0.30	0.90	0	0.10		
			特別B	0.55	1.14	0	0.10		
			特別C	0.50	1.06	0	0.10		
			特別D	0.30	0.76	0	0.10		
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0	0.10	
		0.39			1.75	0	0.10		
		0.34			1.55	0	0.10		
		0.30			1.35	0	0.10		
		0.25			1.15	0	0.10		
		0.22			1.00	0	0.10		
		0.18			0.80	0	0.10		
		0.13			0.60	0	0.10		
		0.11			0.45	0	0.10		
		特別A			0.25	0.90	0	0.10	
		特別B			0.55	1.14	0	0.10	
		特別C			0.50	1.06	0	0.10	
		特別D			0.25	0.76	0	0.10	
		特別小口融資			特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資			一般	1.07	1.90	0	0.10
						0.94	1.75	0	0.10
						0.82	1.55	0	0.10
						0.70	1.35	0	0.10
			0.55	1.15		0	0.10		
0.46	1.00		0	0.10					
0.42	0.80		0	0.10					
0.36	0.60		0	0.10					
0.21	0.45		0	0.10					
特別A	0.40		0.90	0		0.10			
特別B	0.55		1.14	0		0.10			
特別C	0.50		1.06	0		0.10			
特別D	0.40		0.76	0		0.10			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成24年度分	経営支援融資制度	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
				0.59	1.10	0	-
				0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
				0.30	0.50	0	-
				特別 A	0.40	0.90	0
	特別 D	0.40	0.90	0	-		
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
		0.22	0.39	0	0.10		
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
				特別 A	0.40	0.90	0
		特別 D	0.40	0.76	0		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成24年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
		特別 A	0.20	0.90	0		
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.20	0.76	0		
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
	0.94			1.75	0	0.10	
	0.82			1.55	0	0.10	
	0.70			1.35	0	0.10	
	0.55			1.15	0	0.10	
	0.46			1.00	0	0.10	
	0.42			0.80	0	0.10	
	0.36			0.60	0	0.10	
	0.21			0.45	0	0.10	
	特別 A			0.10	0.90	0	
	特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
特別 D	0.10	0.76	0				
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-		
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
		区分	%		無担保 (%)	有担保(%)
平成 24 年度分	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
			0.94	1.75	0	0.10
			0.82	1.55	0	0.10
			0.70	1.35	0	0.10
			0.55	1.15	0	0.10
			0.46	1.00	0	0.10
			0.42	0.80	0	0.10
			0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10
		特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0
	0.00			1.75	0	0.10
	0.00			1.55	0	0.10
	0.00			1.35	0	0.10
	0.00			1.15	0	0.10
	0.00			1.00	0	0.10
	0.00			0.80	0	0.10
	0.00			0.60	0	0.10
	0.00			0.45	0	0.10
	特別 A		0.00	0.90	0	
	特別 B		0.00	1.14	0	0.10
	特別 C		0.00	1.06	0	0.10
	特別 D		0.00	0.76	0	

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（平成 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農工商等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機

会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1から8までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より0.1パーセントを引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 25 年度分	経営 支 援 融 資 制 度	安心実現のための 高知県緊急融資 (10年)	緊急10	0.42	1.75	0	0.10
			(経営力強化保証・ 責任共有)	0.39	1.55	0	0.10
				0.34	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.25	1.00	0	0.10
				0.22	0.80	0	0.10
				0.18	0.60	0	0.10
				0.13	0.45	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
				※0.25	※1.15	0	0.10
		緊急10	0.42	2.00	0	0.10	
		(経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.39	1.80	0	0.10	
			0.34	1.60	0	0.10	
			0.30	1.35	0	0.10	
			0.25	1.10	0	0.10	
			0.22	0.90	0	0.10	
			0.18	0.70	0	0.10	
			0.13	0.50	0	0.10	
			0.11	0.50	0	0.10	
			※0.25	※1.35	0	0.10	
		特別A	0.25	0.90	0		
		特別B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.25	0.76	0		
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
				特別A	0.40	0.90	0
		特別B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.40	0.76	0		
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
0.59	1.10			0	-		
0.55	0.90			0	-		
0.50	0.70			0	-		
0.30	0.50			0	-		
特別A	0.40			0.90	0	-	
特別D	0.40	0.90	0	-			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成25年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
			1.04	1.75	0	0.10	
			0.92	1.55	0	0.10	
			0.80	1.35	0	0.10	
			0.64	1.15	0	0.10	
			0.50	1.00	0	0.10	
			0.45	0.80	0	0.10	
			0.40	0.60	0	0.10	
			0.25	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0	
特別 D	0.40	0.76	0				
特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10	
			0.31	1.75	0	0.10	
			0.27	1.55	0	0.10	
			0.24	1.35	0	0.10	
			0.20	1.15	0	0.10	
			0.18	1.00	0	0.10	
			0.14	0.80	0	0.10	
			0.12	0.60	0	0.10	
			0.11	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.20	0.90	0	
	特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
	特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
	特別 D	0.20	0.76	0			
	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
			0.94	1.75	0	0.10	
			0.82	1.55	0	0.10	
			0.70	1.35	0	0.10	
			0.55	1.15	0	0.10	
			0.46	1.00	0	0.10	
			0.42	0.80	0	0.10	
0.36			0.60	0	0.10		
0.21			0.45	0	0.10		
特別 A			0.10	0.90	0		
特別 B	0.55	1.14	0	0.10			
特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
特別 D	0.10	0.76	0				
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-		
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成25年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
			災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0
	0.00	1.75			0	0.10	
	0.00	1.55			0	0.10	
	0.00	1.35			0	0.10	
	0.00	1.15			0	0.10	
	0.00	1.00			0	0.10	
	0.00	0.80			0	0.10	
	0.00	0.60			0	0.10	
	0.00	0.45			0	0.10	
	特別 A	0.00			0.90	0	
	特別 B	0.00			1.14	0	0.10
	特別 C	0.00			1.06	0	0.10
	特別 D	0.00	0.76	0			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農工商等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確

保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1から8までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より0.1パーセント割り引かれる場合がある。

11 別表第9の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 10（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 26 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 26 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
				0.46	1.75	0	0.10	
				0.40	1.55	0	0.10	
				0.35	1.35	0	0.10	
				0.30	1.15	0	0.10	
				0.26	1.00	0	0.10	
				0.21	0.80	0	0.10	
				0.16	0.60	0	0.10	
				0.12	0.45	0	0.10	
				緊急 7	0.49	1.75	0	0.10
				(経営力強化保	0.46	1.55	0	0.10
				証・責任共有)	0.40	1.35	0	0.10
				0.35	1.15	0	0.10	
				0.30	1.00	0	0.10	
				0.26	0.80	0	0.10	
				0.21	0.60	0	0.10	
				0.16	0.45	0	0.10	
				0.12	0.45	0	0.10	
				※0.30	※1.15	0	0.10	
			緊急 7	0.49	2.00	0	0.10	
			(経営力強化保	0.46	1.80	0	0.10	
			証・責任共有対象	0.40	1.60	0	0.10	
			外)	0.35	1.35	0	0.10	
			0.30	1.10	0	0.10		
			0.26	0.90	0	0.10		
			0.21	0.70	0	0.10		
			0.16	0.50	0	0.10		
			0.12	0.50	0	0.10		
			※0.30	※1.35	0	0.10		
			特別 A	0.30	0.90	0	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.30	0.76	0	0	
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成26年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 (10年)	緊急10	0.42	1.75	0	0.10
			(経営力強化保証・責任共有)	0.39	1.55	0	0.10
				0.34	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.25	1.00	0	0.10
				0.22	0.80	0	0.10
				0.18	0.60	0	0.10
				0.13	0.45	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			※0.25	※1.15	0	0.10	
		緊急10 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10	
			0.39	1.80	0	0.10	
			0.34	1.60	0	0.10	
			0.30	1.35	0	0.10	
			0.25	1.10	0	0.10	
			0.22	0.90	0	0.10	
			0.18	0.70	0	0.10	
			0.13	0.50	0	0.10	
			0.11	0.50	0	0.10	
			※0.25	※1.35	0	0.10	
		特別A	0.25	0.90	0		
		特別B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.25	0.76	0		
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
				特別A	0.40	0.90	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06	0	0.10
			特別D	0.40	0.76	0	
			小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0
		1.14			2.00	0	-
		1.02			1.80	0	-
		0.90			1.60	0	-
0.74	1.35	0			-		
0.59	1.10	0			-		
0.55	0.90	0			-		
0.50	0.70	0			-		
特別A	0.40	0.90		0	-		
特別D	0.40	0.90		0	-		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成26年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0		
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10	
				0.91	1.49	0	0.10	
				0.80	1.32	0	0.10	
				0.70	1.15	0	0.10	
				0.57	0.98	0	0.10	
				0.44	0.85	0	0.10	
				0.40	0.68	0	0.10	
				0.35	0.51	0	0.10	
		0.22	0.39	0	0.10			
	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10		
			1.04	1.75	0	0.10		
			0.92	1.55	0	0.10		
			0.80	1.35	0	0.10		
			0.64	1.15	0	0.10		
			0.50	1.00	0	0.10		
			0.45	0.80	0	0.10		
			0.40	0.60	0	0.10		
			0.25	0.45	0	0.10		
			特別 A	0.40	0.90	0		
特別 D	0.40	0.76	0					
特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10	
				0.46	1.75	0	0.10	
				0.40	1.55	0	0.10	
				0.35	1.35	0	0.10	
				0.30	1.15	0	0.10	
				0.26	1.00	0	0.10	
				0.21	0.80	0	0.10	
				0.16	0.60	0	0.10	
				0.12	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.30	0.90	0	
	特別 B	0.55	1.14	0	0.10			
	特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
	特別 D	0.30	0.76	0				
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
0.13					0.60	0	0.10	
0.11					0.45	0	0.10	
特別 A					0.25	0.90	0	
特別 B	0.55	1.14	0	0.10				
特別 C	0.50	1.06	0	0.10				
特別 D	0.25	0.76	0					

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成26年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10	
				0.31	1.75	0	0.10	
				0.27	1.55	0	0.10	
				0.24	1.35	0	0.10	
				0.20	1.15	0	0.10	
				0.18	1.00	0	0.10	
				0.14	0.80	0	0.10	
				0.12	0.60	0	0.10	
				0.11	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.20	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.20	0.76	0	
				中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0
	0.94	1.75	0			0.10		
	0.82	1.55	0			0.10		
	0.70	1.35	0			0.10		
	0.55	1.15	0			0.10		
0.46	1.00	0	0.10					
0.42	0.80	0	0.10					
0.36	0.60	0	0.10					
0.21	0.45	0	0.10					
特別 A	0.10	0.90	0					
特別 B	0.55	1.14	0			0.10		
特別 C	0.50	1.06	0			0.10		
特別 D	0.10	0.76	0					
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85			0	-	
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-			
災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10		
			0.94	1.75	0	0.10		
			0.82	1.55	0	0.10		
			0.70	1.35	0	0.10		
			0.55	1.15	0	0.10		
			0.46	1.00	0	0.10		
			0.42	0.80	0	0.10		
			0.36	0.60	0	0.10		
			0.21	0.45	0	0.10		
			特別 A	0.10	0.90	0		
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.10	0.76	0		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 26 年度分	災害 対策 特別 支援 融資 制度	一般		0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
				0.00	0.90	0	0
		特別 A	0.00	0.90	0	0	
		特別 B	0.00	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.00	1.06	0	0.10	
特別 D	0.00	0.76	0	0			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 11 別表第 10 の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 11 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 27 年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 27 年度分	経営 支援 融資 制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急 7 (経営力強化保 証・責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
					0.46	1.55	0	0.10
					0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				※0.30	※1.15	0	0.10	
			緊急 7 (経営力強化保 証・責任共有対象 外)	0.49	2.00	0	0.10	
				0.46	1.80	0	0.10	
				0.40	1.60	0	0.10	
				0.35	1.35	0	0.10	
				0.30	1.10	0	0.10	
				0.26	0.90	0	0.10	
				0.21	0.70	0	0.10	
				0.16	0.50	0	0.10	
				0.12	0.50	0	0.10	
				※0.30	※1.35	0	0.10	
				特別 A	0.30	0.90	0	0
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.30	0.76	0	0	
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成27年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 (10年)	緊急10	0.42	1.75	0	0.10
			(経営力強化保証・責任共有)	0.39	1.55	0	0.10
				0.34	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.25	1.00	0	0.10
				0.22	0.80	0	0.10
				0.18	0.60	0	0.10
				0.13	0.45	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			※0.25	※1.15	0	0.10	
		緊急10 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10	
			0.39	1.80	0	0.10	
			0.34	1.60	0	0.10	
			0.30	1.35	0	0.10	
			0.25	1.10	0	0.10	
			0.22	0.90	0	0.10	
			0.18	0.70	0	0.10	
			0.13	0.50	0	0.10	
			0.11	0.50	0	0.10	
			※0.25	※1.35	0	0.10	
		特別A	0.25	0.90	0		
		特別B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.25	0.76	0		
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
				特別A	0.40	0.90	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06	0	0.10
			特別D	0.40	0.76	0	
			小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0
		1.14			2.00	0	-
		1.02			1.80	0	-
		0.90			1.60	0	-
		0.74			1.35	0	-
		0.59			1.10	0	-
		0.55			0.90	0	-
		0.50			0.70	0	-
		特別A		0.40	0.90	0	-
特別D	0.40	0.90		0	-		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成27年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
		0.22	0.39	0	0.10		
	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
			1.04	1.75	0	0.10	
			0.92	1.55	0	0.10	
			0.80	1.35	0	0.10	
			0.64	1.15	0	0.10	
			0.50	1.00	0	0.10	
			0.45	0.80	0	0.10	
			0.40	0.60	0	0.10	
		0.25	0.45	0	0.10		
			特別 A	0.40	0.90	0	
	特別 D	0.40	0.76	0			
特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
				0.46	1.75	0	0.10
				0.40	1.55	0	0.10
				0.35	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.26	1.00	0	0.10
				0.21	0.80	0	0.10
				0.16	0.60	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
					特別 A	0.30	0.90
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.30	0.76	0		
		(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
	0.39			1.75	0	0.10	
	0.34			1.55	0	0.10	
	0.30			1.35	0	0.10	
	0.25			1.15	0	0.10	
	0.22			1.00	0	0.10	
	0.18			0.80	0	0.10	
0.13	0.60			0	0.10		
0.11	0.45			0	0.10		
	特別 A			0.25	0.90	0	
	特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
	特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
	特別 D	0.25	0.76	0			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成27年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
				特別 A	0.20	0.90	0
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.20	0.76	0		
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
0.82	1.55			0	0.10		
0.70	1.35			0	0.10		
0.55	1.15			0	0.10		
0.46	1.00			0	0.10		
0.42	0.80			0	0.10		
0.36	0.60			0	0.10		
0.21	0.45			0	0.10		
特別 A	0.10			0.90	0		
特別 B	0.55	1.14	0	0.10			
特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
特別 D	0.10	0.76	0				
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-		
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-		
災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
			0.94	1.75	0	0.10	
			0.82	1.55	0	0.10	
			0.70	1.35	0	0.10	
			0.55	1.15	0	0.10	
			0.46	1.00	0	0.10	
			0.42	0.80	0	0.10	
			0.36	0.60	0	0.10	
			0.21	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.10	0.76	0		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 27 年度分	災害 対策 特別 支援 融資 制度	一般		0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
				特別 A	0.00	0.90	0
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	0

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 11 別表第 11 の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 12 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 28 年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率				
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)			
平成 28 年度分	経営 支援 融資 制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10		
					0.46	1.75	0	0.10		
					0.40	1.55	0	0.10		
					0.35	1.35	0	0.10		
					0.30	1.15	0	0.10		
					0.26	1.00	0	0.10		
					0.21	0.80	0	0.10		
					0.16	0.60	0	0.10		
					0.12	0.45	0	0.10		
					0.49	1.75	0	0.10		
					0.46	1.55	0	0.10		
					0.40	1.35	0	0.10		
				0.35	1.15	0	0.10			
				0.30	1.00	0	0.10			
				0.26	0.80	0	0.10			
				0.21	0.60	0	0.10			
				0.16	0.45	0	0.10			
				0.12	0.45	0	0.10			
				※0.30	※1.15	0	0.10			
				0.49	2.00	0	0.10			
				0.46	1.80	0	0.10			
				0.40	1.60	0	0.10			
				0.35	1.35	0	0.10			
				0.30	1.10	0	0.10			
			0.26	0.90	0	0.10				
			0.21	0.70	0	0.10				
			0.16	0.50	0	0.10				
			0.12	0.50	0	0.10				
			※0.30	※1.35	0	0.10				
			特別 A	0.30	0.90	0				
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10			
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
			特別 D	0.30	0.76	0				
					(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
			0.39	1.75			0	0.10		
			0.34	1.55			0	0.10		
			0.30	1.35			0	0.10		
			0.25	1.15			0	0.10		
			0.22	1.00			0	0.10		
			0.18	0.80			0	0.10		
			0.13	0.60			0	0.10		
			0.11	0.45			0	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成28年度分	経営支援融資制度	(10年)	緊急10	0.42	1.75	0	0.10	
			(経営力強化保証・責任共有)	0.39	1.55	0	0.10	
				0.34	1.35	0	0.10	
				0.30	1.15	0	0.10	
				0.25	1.00	0	0.10	
				0.22	0.80	0	0.10	
				0.18	0.60	0	0.10	
				0.13	0.45	0	0.10	
				0.11	0.45	0	0.10	
				※0.25	※1.15	0	0.10	
		緊急10 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10		
			0.39	1.80	0	0.10		
			0.34	1.60	0	0.10		
			0.30	1.35	0	0.10		
			0.25	1.10	0	0.10		
			0.22	0.90	0	0.10		
			0.18	0.70	0	0.10		
			0.13	0.50	0	0.10		
			0.11	0.50	0	0.10		
			※0.25	※1.35	0	0.10		
		特別A	0.25	0.90	0			
		特別B	0.55	1.14	0	0.10		
		特別C	0.50	1.06	0	0.10		
		特別D	0.25	0.76	0			
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-	
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
				0.46	1.00	0	0.10	
				0.42	0.80	0	0.10	
				0.36	0.60	0	0.10	
				0.21	0.45	0	0.10	
				特別A	0.40	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.40	0.76	0	
				小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0
		1.14	2.00			0	-	
1.02	1.80	0	-					
0.90	1.60	0	-					
0.74	1.35	0	-					
0.59	1.10	0	-					
0.55	0.90	0	-					
0.50	0.70	0	-					
0.30	0.50	0	-					
特別A	0.40	0.90	0			-		
特別D	0.40	0.90	0			-		

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成28年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
			1.04	1.75	0	0.10	
			0.92	1.55	0	0.10	
			0.80	1.35	0	0.10	
			0.64	1.15	0	0.10	
			0.50	1.00	0	0.10	
			0.45	0.80	0	0.10	
			0.40	0.60	0	0.10	
			0.25	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0	
	特別 D	0.40	0.76	0			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成28年度分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
			特別A	0.30	0.90	0		
			特別B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別D	0.30	0.76	0		
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
		0.22			1.00	0	0.10	
		0.18			0.80	0	0.10	
		0.13			0.60	0	0.10	
		0.11			0.45	0	0.10	
		特別A	0.25	0.90	0			
		特別B	0.55	1.14	0	0.10		
		特別C	0.50	1.06	0	0.10		
		特別D	0.25	0.76	0			
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10	
				0.31	1.75	0	0.10	
				0.27	1.55	0	0.10	
				0.24	1.35	0	0.10	
				0.20	1.15	0	0.10	
				0.18	1.00	0	0.10	
				0.14	0.80	0	0.10	
				0.12	0.60	0	0.10	
				0.11	0.45	0	0.10	
				特別A	0.20	0.90	0	
特別B	0.55			1.14	0	0.10		
特別C	0.50			1.06	0	0.10		
特別D	0.20			0.76	0			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成28年度分	特別融資制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業者等応援融資(創業Ⅲ型) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
				0.46	1.00	0	0.10	
				0.42	0.80	0	0.10	
				0.36	0.60	0	0.10	
				0.21	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
		特別 D	0.10	0.76	0			
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	0	-	
		創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	0	-	
	事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	0			
		サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	0			
災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般		1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
				0.46	1.00	0	0.10	
				0.42	0.80	0	0.10	
				0.36	0.60	0	0.10	
				0.21	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
		特別 D	0.10	0.76	0			
		災害対策特別融資	一般		0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10	
				0.00	1.55	0	0.10	
				0.00	1.35	0	0.10	
				0.00	1.15	0	0.10	
				0.00	1.00	0	0.10	
	0.00			0.80	0	0.10		
	0.00			0.60	0	0.10		
	0.00			0.45	0	0.10		
	特別 A	0.00	0.90	0				
	特別 B	0.00	1.14	0	0.10			
	特別 C	0.00	1.06	0	0.10			
	特別 D	0.00	0.76	0				

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。

- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 12 別表第 12 の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者